

法務委員會議録 第八号

昭和三十三年二月二十七日(水曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 三田村武夫君

理事 池田 清志君 理事 椎名 隆君

理事 福井 盛太郎君 理事 横井 太郎君

理事 堀地 義之輔君

高橋 禎一君 馬場 元治君

花村 四郎君 林 博君

古島 義英君 山口 好一君

神近 市子君 坂本 泰良君

吉田 賢一君

出席國務大臣

法務大臣 中村 梅吉君

出席府委員

検事(民事局長) 村上 朝一君

委員外の出席者

専門員 小木 貞一君

二月二十二日

対政府訴訟の判決促進に関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第二二五号)

中小企業者の債務更生等に関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第二二四二号)

同月二十五日

岡山地方事務局高梁支局庁舎新築に関する陳情書(高梁市長柏木貞一外一名)(第三二五二号)

外国人登録法の一部改正に関する陳情書(東京都千代田区九段一の一四全国市長会長原口忠次郎)(第三五三三号)

土地不法占拠者の強制撤去に関する法律制定の陳情書(東京都千代田区九段一の一四全国市長会長原口忠次郎)(第三五四号)
戦犯者釈放に関する陳情書(山梨県議會議長鶴田好興)(第三五五号)
を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案(内閣提出第三五五号)

○三田村委員長 これより法務委員会を開会いたします。

本日は、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案を議題とし、審査を進めます。

まず政府当局より逐条説明を聴取することといたします。村上民事局長。

○村上朝政府委員 逐条的に御説明申し上げます。

まず第一条でございますが、本条は、この法律が滞納処分と強制執行、仮差押えの執行または競売法による競売とが競合する場合におけるこれらの手続を調整するために国税徴収法、民事訴訟法及び競売法等の規定の特例を定めたものであることを明らかにしたものであります。従いまして、この法律に規定のありまじき事項につきましては当然これらの法律が適用される、こう考えております。

次に第二条でございますが、本条はこの法律に用いておきます用語の定義を掲げたものでございます。

第一項に、「国税徴収法による滞納処分及びその例による滞納処分」という言葉が使つてございますが、これは地方団体の徴収金その他各種の公課等の徴収のためにする滞納処分を意味するものでございます。これにつきましては、お配りしてございます資料の中に「国税徴収法規用法令調」というのがございまして、この中に「国税滞納処分の例により」という言葉で同じような規定を設けております法律が数十ございまして、それらのすべてを包含する意味でございます。

次は、第三項で有体動産と不動産について定義を掲げておりますのは、民事訴訟法と国税徴収法とは有体動産あるいは不動産という言葉の使い方が必ずしも完全に一致しておりませんので、この実務上の取扱ひの疑義をなくすためにこれを明確にしたのでございます。

なお、この法律によります調整措置の対象となります財産の範囲は、いわゆる有体動産及び不動産のほかに船舶を含むわけでございますが、債権その他の財産権は含んでおりません。また、有体動産の中で、民事訴訟法の手続によらない動産、たとえば申しますと、自動車、貨物自動車あるいは航空機、建設機械等、いわゆる有体動産の中に含まない考えでございます。

次に第三条ですが、この第一項は、滞納処分による差し押えがされております有体動産に対して重複して強制執行による差し押えをすることができ

ることを明らかにいたしております。第二項はその差し押えの方法でございますが、滞納処分が先行してあります場合には有体動産は収税官吏が占有しているわけでございまして、重ねて強制執行による差し押えをする方法としては、収税官吏の持つております占有を利用して行うこととなります。従いまして、執行吏がそのものを差し押える旨の書面を収税官吏等に交付して差し押えをするということにしております。

第三項は、滞納処分の先行するものについてさらに強制執行による差し押えが行われなかった場合には、債務者にそれを知らせておく必要がございますので、そのことを債務者に通知する義務を負わせたのでございます。

次に、第四項は競売手続の制限の規定でございますが、二重に差し押えができることといたしても、二個の手続がそれぞれ進行いたしますと混乱を生じますので、後に行われた強制執行による売却のための手続は、第九条にあります強制執行執行の決定があつた場合を除きましては、先に行われました滞納処分による差し押えの手続の方を進行いたします。その差し押えが解除になつた後でなければ行ふことができないことといたしました。後に開始された手続が先行する手続の進行を妨げないこととしたのでございます。

次に、第五項は滞納処分による差し押えの解除になつた場合の処置であります。まず、第一項におきまして、二重差し押えが行われた有体動産について、先行する滞納処分による差し押えを解除する場合には、収税官吏はこの占有しております有体動産を執行吏に引き渡すべき義務があることを定めたのであります。滞納処分による差し押えが解除される時期と有体動産に対して執行吏が占有を取得する時期との間の間隙をなくすることによりまして、財産の散逸を防ぐことといたして、元來民事訴訟法におきましては債権者及び債務者以外の第三者の占有してあります有体動産を差し押えるのは占有者がその提出をこばまない場合に限りて行われることになっておりますので、これと歩調を合わせ意味を設けたのであります。すなわち、滞納処分による差し押えの場合には、かような制限がある場合があるものであります。これを強制執行による差し押え手続に切りかえるに際しましては、強制執行の一般原則に従ふこととしたのであります。

次に、第二項におきまして、第一項ただし書きの第三者が執行吏に引き渡すことをこばんだ有体動産につきまして滞納処分による差し押えが解除された場合には、第三項第二項の規定によつて行われた強制執行としての差し押えが失効することを明らかにしたものであります。これはむしろ当然のこと

とでありますけれども、疑義を避けるためにこの規定を設けた次第であります。

第六条は売却代金の残余の交付等の規定であります。第一項は、国税徴収法の規定によりますと滞納処分による売却代金から税金等を控除してなお残余がある場合にはこれを滞納者すなわち債務者に返すことになるのであります。滞納処分による差し押さえ後に強制執行による差し押さえが行われておりますときは、取税官吏等は後に差し押さえをした執行吏にこの残った金銭を交付することといたしております。

第二項におきまして、執行吏が前項の規定によつて交付を受けた金銭を民事訴訟法の定める手続に従つて債権者に配当することができるようにするために、その金銭を執行吏が強制執行のため当該財産を売却して得た金銭とみなすほか、配当要求の期限を定めております民事訴訟法五百九十二条及び配当手続に関する六百二十六条等の規定の適用につきまして、この金銭の交付があつた日を競売期日とみなすこととしたのであります。すなわち、民事訴訟法による配当要求は、競売期日までになければならぬという規定になつておりますが、それらの規定の適用につきまして、この滞納処分による売却金の残余の交付のあつた日をもつて競売期日とみなしたのであります。

第三項は、滞納処分による差し押さえ及び換価の手続がありまして、売却代金に残りがなかつたという場合には、後になされた強制執行の手続も完結することになるわけでありまして、そのことを知るために、取税官吏が売却代金の残余がなかつたことを執行吏に通

知すべきことを定めているのであります。

次の第七条であります。これは、滞納処分による差し押さえ後に強制執行によつて差し押えられた有体財産につきまして、後から行われた強制執行による差し押えの方を解除する方法を定めたのであります。第三項の二項によりまして差し押える旨の書面を取税官吏に通知することによつて差し押えが行われておりますので、解除する場合に解除する旨の書面を取税官吏に交付することといたしております。

次は強制執行執行の決定の申請であります。滞納処分が有体財産を差し押えたまま長く換価その他の手続に進行いたしませんで、その間一般債権者が待つていなければならぬというところが従来非難されておりましたので、本条は、差し押え債権者または執行力の有る正本によつて配当を要求する債権者が、本条各号に掲げる場合に、執行裁判所に対して、後に行われた強制執行を執行する旨の裁判を求めることができることといたしております。すなわち、二重差し押えがあつた場合に、先行する滞納処分の手続が財産の換価を見るに至らないで停滞いたしますと、差し押え債権者等の権利の実現を不当におくらせることになりまして、換価手続の促進をはかる必要があるからであります。この点は、強制執行手続におきましては、差し押え債権者の行う強制執行が停止されまして、後に照査手続をした債権者があります場合には競売手続の進行が停止されないことになっているのと同じ考慮に基くものであります。

本条第一号中「法令の規定」とい

のは、たとえば予定納税額についての公売の特例を定めております所得税法第二十五条ノ五第二項の規定等のように、一定期間内の公売の制限を定めている法令の規定を指している。それから次に「これに基く処分」とありますのは、国税徴収法第十二条ノ二第一項、第三十一条ノ二第三項等の規定による滞納処分の執行の猶予または執行の停止等の処分をさしておるのでございます。

第八条による申請がありました場合に第九条による決定が行われるわけでありまして、第九条第一項におきまして、執行裁判所は前条の申請があつた場合において相当と認めるときは強制執行を執行する旨の決定をしなければならぬものとしております。申請があれば必ず強制執行を執行する、すなわち滞納処分の方の手続をとめて強制執行の方の手続を進行していくような決定をするとは限らないのであります。裁判所が相当と認めたときに強制執行を執行する決定をするというこ

とになつております。どういふ場合に強制執行を執行することを相当とするかは、裁判所が具体的事件ごとに、換価手続を促進することによつて生ずるあらゆる利害得失を考慮いたしまして決定することになると思ふのであります。たとえば、差し押え物を換価いたしまして先行する滞納処分による差し押えにかかるとする公課及び滞納処分手続において交付が求められております公課及び手続費用等を弁済すると剰余がないというやうな場合、あるいは滞納処分手続が近く進行することが明らかである場合、または適当な見積り価格が付されている物件につい

て買い受け希望者がいないために公売が遅延しているやうな場合には、強制執行を執行することが相当でないと解すべきものと思ふのであります。その他、裁判所が強制執行の執行を相当と判断するにつきましては、国税徴収法によるいろいろな政策上の配慮、徴税技術上の考慮というものと私債権者の債権の満足という要求との調和を考へるということにならうかと思ひます。

第二項は、強制執行執行の決定は取税官吏の意見を聞いた上ですることになつております。

第三項は、執行の決定の効力発生

の時期を明らかにする必要があるもので、取税官吏に告知するときにこの決定が効力を生じ、自後強制執行の手続に移るといふことといたしたのであります。

第四項は、手続の遅延を避けるために、強制執行を執行するといふ決定に対しては不服申し立てを許さないこととしておりますが、第八条の申請を却下する裁判をした場合には、民事訴訟法の規定によりまして即時抗告が許されることはもちろんでございます。

次の第十条の第一項は、九条による強制執行執行の決定があつた場合の効果を定めたものであります。執行の決定がありまして、この法律の適用については、滞納処分による差し押えは強制執行による差し押えのあとになされたものとみなされます結果、強制執行が先行行われた場合に關する第二十二條から二十七條までの規定の適用を見ることができるようになります。

第二項は、この場合現実には執行吏が差し押え物を占有しておられますので、執行の決定がありまして取税官吏はその有体財産を執行吏に引き渡さなければならぬといふことを定めたものであります。

第三項は、執行の決定がありまして滞納処分による差し押えのもとになりましてた租税その他の公課は、その滞納処分手続において徴収することはできなくなるのであります。が、他面、執行される強制執行の方でも当然には顧慮をされることにはなりませんので、換価金から租税等の交付を受けようとするときには、一般の場合と同様交付要求の手続が必要であることを定めた注意的な規定でございます。

第四項は、国税徴収法の第二條第二項あるいは地方税法の第十五條第二項等によりましては、国税、地方税その他の公課等の相互の間では、いわゆる先着手主義をとつておられて、先に滞納処分に着手した基本たる租税または徴収金は先立つことになつておるのであります。が、強制執行執行の決定がありまして、これらの租税または公課の交付要求相互間の順位につきまして、その優劣の順位を変更すること

は適當でございせんので、そのまゝの順位を保つことといたしたのであります。

第十一條は、先に滞納処分による差し押えがされておる場合に、後に仮差し押えがあられた場合の執行につきましても、強制執行による差し押えをする場合に準じて取り扱ふことを定め

扱いは、六条の第二項の規定によることができず、この残余金を、仮差し押えの執行がされている有体動産を他の債権に基づく本執行によつて換価して得た場合の売得金と同様に取扱いまして、仮差し押え債権者に配当すべき額はこれを供託し、なお残りがあれば債務者に返還するということになるわけであります。

次の第十二条以下は、不動産または船舶に対する強制執行であります。これもやはり強制執行が先行する場合の規定でございます。

まず第十二条であります。第一項は、強制執行が行われておる不動産に對し重複して強制執行の開始決定をし強制執行による差し押えの効力を生じさせることができることを明らかにいたしております。

第二項は、収税官吏等が強制執行による差し押え後に競売手続開始の決定があつたことを知る必要があるもので、執行裁判所からその通知をすることと定めております。

次に第十三条であります。これも、不動産の場合と同様に、二重の差し押えがあり、また、それぞれの手続を別個に進行することは混乱を生じますので、後に行われた強制執行の手続は進行をとどめるといふことになつております。

次の第十四条、これも、不動産の場合と同様、強制執行による差し押えが解除された場合に、そのことを執行裁判所に通知する旨を定めております。

第十五条、これもまた、強制執行後に行われました不動産に対する強制執行が中止した取り下げ等によりまして完結いたしましたときに、その旨を

収税官吏に通知することを定めたものであります。不動産の場合の規定と照応するものでございませう。

次の第十六条は、公売処分が進行いたしまして、不動産を換価し権利移転の登記をいたします場合には、登記官は競売の申し立てがあつたことの登記を抹消すべきことを定めたのであります。二重に差し押えいたしたとしても、強制執行の方は進行して目的物が公売により売却されてしまつた後には、差し押えは当然終了するわけでありまして、差し押えの登記を残しておくことは無意味でありますから、これを抹消することとしたのであります。

次の第十七条であります。これも、不動産の場合と同様に、強制執行による差し押え後に強制執行による差し押えが行われた場合、公売代金の残りがあれば執行裁判所にこれを交付すること、また、強制執行が先行するにいかかわらず強制執行の方を進行する場合の八条から十条までの規定を不動産に準用いたしております。

次の第十八条は、強制執行の後には仮差し押えが行われた場合の規定であり、第一項におきまして、仮差し押えの執行をした裁判所はこの旨を収税官吏に通知することを定めております。また、第二項は、強制執行による公売代金の残余の交付について、有体動産に対する仮差し押えの執行の場合の六条第一項と同趣旨の規定を設けております。第三項は、この規定によつて裁判所が交付を受けた公売代金の残余を民事訴訟法の一般の取扱いに従つて仮差し押え債権者のために処理することができるようにするための規定であります。

定でありまして、不動産の場合の十一項と二項と同趣旨のものでございませう。第四項も十五項と同趣旨の規定でございます。

次に、第十九条は、強制執行による差し押えがされている船舶で登記されるものに対する強制執行または仮差し押えの執行に関する規定でございます。ここに申し添へる登記される船舶とは、船舶の中で、商法に規定してありますし、その他推進機によらない小さな船あるいは総トン数二十トン未満、石数二百石未満の船舶等は除外されることになるわけでありませう。これらの船舶のうち、はしけ等民事訴訟法上の有体動産として取り扱われるものにつきましては、この法律のうちの有体動産に関する規定が適用になるわけでございます。

第二十條は競売法による競売の手続であります。これも、強制執行が行われた後に不動産または船舶について競売法による競売の手続をいたした場合には、後に強制執行する場合の規定を準用いたしております。

次に、第二十一条以下は強制執行の方が先行する場合の規定でございます。まず第二十一条で強制執行による差し押えが先行して有体動産に対する強制執行の差し押えの方法を定めております。これは第二條の強制執行が先行する場合に照応して規定を設けておるわけでありませう。

次に、第三章、第二十一条以下は強制執行の方が先行する場合の規定でございます。まず第二十一条で強制執行による差し押えが先行して有体動産に対する強制執行の差し押えの方法を定めております。これは第二條の強制執行が先行する場合に照応して規定を設けておるわけでありませう。

次の第二十二條は公売手続の制限の規定でございます。これも同様二つの手続を同時に進行することがないようになり、配慮をいたしております。

第二十三條は、強制執行の後には強制執行の差し押えがございました場合に、強制執行による差し押えを解除すべきときは有体動産は収税官吏に引き渡すという規定を定めたものであります。

第五條第一項の本文に照応する規定でございます。

次の第二十四條は、強制執行による差し押えの解除の方法でございます。これも第七條に照応する規定であります。

次の第二十五條は、強制執行が先行いたした場合に、第八條、第九條において、強制執行を進行する、言い換へますと、強制執行の方を進行させるといふ手続を設けたのに照応いたしまして、強制執行が先行しておる場合に、裁判所の決定によりまして強制執行の方の手続を進行することができるといふ余地を認めたのであります。これは、特に、悪質な債務者が債権者と通謀いたしまして仮装の裁判で差し押えをしたり、いわゆる三者執行その他の執行妨害が行われておりますような場合による規定だと存じます。

第二十六條は、ただいま申し上げました強制執行の決定について、強制執行の第九條に照応し、ほゞ同趣旨の規定を設けておるわけでありませう。

第二十七條は、強制執行の決定がなされた場合には、公売代金を定めたものであります。強制執行の決定についての順序に照応する規定でございます。

次の第二十八條は、仮差し押えの目的物に對して強制執行が行われた場合の規定であります。強制執行による差し押えは、国税徴収法第十九條により

まして、先行する仮差し押えにかかわらず実施することができるといふものになります。関係から、仮差し押えの目的物に對して強制執行が行われました場合を、強制執行による差し押え後に仮差し押えの執行が行われた場合と同様に取扱いすることと定めたのでございませう。

次の第二十九條以下は、不動産または船舶に對する強制執行であります。これも同様強制執行の方が先行する場合の規定でございます。

第二十九條は、収税官吏等が執行裁判所に競売手続開始後に強制執行による差し押えをしたことを通知すべきことを定めたものであります。第十二條に照応する規定であります。

次に、第三十條、公売手続の制限、これも有体動産に對する第二十二條と同趣旨の規定でございます。

第三十一條、競売手続開始の通知、これも、先行する競売手続が換価に至らないで完結したことを通知すべき旨の規定でございます。第十四條に照応するわけでありませう。

第三十二條は、強制執行による権利移転の登記が行われます場合、すなわち、競売手続が終了して不動産または船舶が競売人の所有になりますと競売による所有権移転の登記をするわけでありませう。その場合には、国税徴収法の規定によつてした強制執行に關する差し押えの登記を残しておくことは無意味でありますので、登記官が職権で抹消することといたしております。

が先行しております有体動産に関する規定のうち滞納処分執行承認の決定等に関する規定を準用することといたしております。

次の第三十四条であります、これは仮差し押えの執行がありました後には滞納処分による差し押えをした場合の有体動産に関する二十八条と同趣旨の規定でありまして、第十八条の規定を準用しております。

次の三十五条は船舶に対する滞納処分であります。強制執行または仮差押えの執行が先行しており、また船舶で登記することのできるものに対して滞納処分による差し押えをした場合の取扱いを、強制執行または仮差し押えの執行がされている不動産に対して滞納処分による差し押えをした場合の取扱いと同様にすることといたしまして、二十九条から三十四条までの規定を準用いたしております。

次の三十六条は、競売法による競売手続開始の決定があつた不動産または船舶に対して滞納処分による差し押えが後に行われた場合の規定でございます。強制執行が先行しておる場合に準じて取り扱うこととしたのであります。

第三十七條は政令等への委任の規定でございまして、この法律の実施のために必要な細目を政令または最高裁判所規則の定めるところに委任することとしたしております。すなわち、滞納処分に関する事項は政令で定め、また強制執行、仮差し押えの執行及び競売に関する事項の細目は最高裁判所規則で定めるといふことにいたしております。

附則の第一項は施行期日でありまし

て、これは相当な周知期間が必要でございまして、施行期日を本年の十月一日からと定めております。

次の附則の第二項は、不動産またはは、登記される船舶に対しては、現在、実務の上では、滞納処分による差押えが先行しており、差押えの執行を認める取扱いをしており、すなわち、この法律施行の際にこのようである差押えの執行がされております。場合にも、この法律施行後差押えが行われた場合と同様の取扱いをしようとするものであります。

第三項は、この法律施行の際に有体動産、不動産または登記される船舶に對して仮差し押えの執行後に滞納処分による差し押えがされている場合につつきましても、その滞納処分による差し押えがこの法律施行後にされた場合と同様に扱ふという趣旨でございます。以上をもちまして逐条的の御説明を終ります。

○三田村委員長　以上で逐条説明は終了しました。

質疑に入ります。惟名隆君。

○稚名隆委員 大ざっぱに二、三お伺いしたいと思いますが、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律案の目的はどこにあるのですか。

○村上(朝)政府委員 從來捕納処分の手続と強制執行の手続とを同一の財産に対して同時に行うことはできないといふ解釈が広く行われておるのであります。一部には二重に差し押えができて、という下級裁判所の判例等もございますけれども、一般的にはできないといふ解釈が広く行われております。そのことが私債権の迅速な満足を得る上に大きな障害になっておるといふこと

が一般に言われております。これは、
滞納処分が行われますと二重に差し押
えができないということでありまして、

滞納処分による差し押えがあります周知は、債権者は強制執行の手続あるいは競売法による競売の手続を差し控えて、滞納処分の解除になるのを待っておるわけでありませんが、解除になりましたとたんに債務者は目的物を処分してしまふ、そのことによって債権者はその財産から債権の満足を受けることができないということがございますし、また、滞納処分が進行いたしましたして目的物が

換価されました場合にも、現行法上その売得金に余裕がありますと滞納者に返されてしまうのでありまして、債権者が直ちにその残余について弁済を受けることができないというようなことになるわけでございます。また、租税の徴収の立場から申ししましても、債務者が差し押えを受けております間は滞納処分が実施できない、差し押えが解

除された直後それが処分されてしまふといふようなことがございます。ただし、租税の方は、強制執行によつて換価が行つた場合には、原則として

優先的に交付を受けることができること
 によっておきますので、滞納処分につ
 いての収税官吏の立場からする不満

は、その大きな欠陥たるに思いますが、一般債権者の側からする不満はかならず古くから強くなるので改善を要望する声となつておつたのであります。主としてかような意味から、重複して執行することができるかということによる執行権の実行の障害を取り除くことが、この法律案の目的でございます。

○椎名(隆)委員　そうすると、この規定は私債権者保護のための規定でございますか。

○村上(朝)政府委員 法律によつて与えられております私法上の權利といふものは、できるだけすみやかに國家機

関による保護が与えられる、判決手続
なり執行手続によつて適正迅速な保護
が与えられるということが、司法秩序
を維持する上におきまして、法治国と
して最も望ましいことなであります
が、遺憾ながら、いろいろな障害がこ
ざいまして、権利の実現ということが
迅速に能率的に行われているとは申し
がたい実情にございますが、それらの
障害の一つを取り除くという意味でこ

ざいまして、債権者を保護すると申しますと、やや債務者の犠牲において債権者を保護するというような感じを受けるのでありますが、そういう意味ではないのであります。本来あるべき権利の国家機関による実現というものを、なるべくすみやかに能率的に行うということがねらいでございます。

ものは、大企業ではなくて大体が中小企業者であらうと思います。その中小企業者は保護育成していかなければなら

らない。ところが、今までは強制執行なら強制執行だけ、滞納処分なら滞納処分だけを受けていたとするならば、その中小企業者も、あるいは資産家の取

り立ててもより適当な時期さえ与えてもらえさえするなれば生き返ることができたにもかかわらず、滞納処分あるいは強制執行を受けているところへ、さらにまた強制執行、滞納処分を受けるとするなれば、その中小企業者は今度永久に破産状態にならざるを得ないと私は思う。今までは、この規定のない限りにおきましては、ある程度まで生き返られたにもかかわらず、この規定

ができたために、中小企業者が回復すべからざる窮地に追いやられるというふうになると思われますが、どんな

ものでございましょう。

○村上(朝)政府委員 この法律が実施されますと中小企業が窮地に追い込まれるおそれはないかという御質問でございますが、中小企業といえども、ある營業をやっております者は、債務だけ負担しているわけではないのであります。まして、債務を負担する反面、債権も持つており、その債権の取り立てができないために困っている中小企業も多

数あるのでございます。権利というものはできるだけすみやかに国家機関による実現がはかれるということは、中小企業、大企業を問わず、法律秩序を維持し、経済を健全にするゆえんではないかと考えるのでございます。中小企業が抵当権を設定して金融を受けるといふような場合にも、抵当権実行上いろいろな障害がございますと金融を

受けることが困難になるわけでありまして、それらの障害が除かれますことは金融を受ける便宜を増加することには

なるわけでございます。この法律の実施によりまして特に中小企業が不利益な立場に追い込まれるというふうには考えておりません。

○**権名(隆)委員** それは、御答弁の通り、債務もあれば債権もあります。では、この差し押え目的物件の中に、動産、不動産、船舶だけを入れて、債権も除外されていれば、あるいは自動車も除外、工場財産等も除外されておりますが、なぜ除外されましたか。

○**村上(朝)政府委員** 債権、特に金銭債権につきましては、債権が差し押えの目的物になる場合には、一般私債権

者が差し押さえる場合でも、また収税官吏が差し押さえる場合におきましても、取り立てる必要のある額の限度で差し押さえるのでございまして、特に重複差し押さえるというような問題が起きる余地は少ないのであります。この法律案は特に滞納処分手続と強制執行手続との調整の必要の多いものにつきまして規定をいたしたのでありまして、理論的にこれを一貫するということになりますと、あらゆる財産に対する執行について規定を設けるということになりますけれども、比較的必要の乏しいものにつきましてはこの際見送るという趣旨で、必要の強いものだけに規定したのでございします。

○椎名(隆)委員　ここにこの第八条でございします、滞納処分をやり、そうして今度あとから強制執行をやった場合、おそろく強制執行をなした者は執行の申し立てをほとんどするだろうと思う。強制執行の執行の申し立てをする、いわゆる滞納処分は先んじてやる。これは、かりに弁護士さんなら弁護士さんがこの事件を受け合つたとするならば、少くとも強制執行執行の申請ということは当然その中に含まれることによつて中小企業者の死期を早めるのではないかとふうに考えるのです。なるほどそれに対しては裁判所はある程度の裁量をする余地はありますが、このところは許すことになるだろうと思うのです。そうすると、滞納処分されている連中は、強制執行があれば強制執行の執行の申請によつてでき得る限り死期を早めるような方法になると考えるのですが、どんなもの

ですか。それは必ず執行の申請が私に出ると思ひます。

○村上(朝)政府委員　執行の申請があらりました場合に、裁判所が必ず執行決定をするわけではないのでございまして、第九条の第一項にありますように、相当と認めた場合に執行の決定をするということになっておりますので、この規定によつて不当に債務者を苦しめるといふおそれはないものと考えますが、ただ、租税の滞納をしない、従つて滞納処分の行われていない債務者につきましては、債務者自身にどんな苦しい事情がありましても強制執行は進められていくのでございまして、たまたま滞納処分を受けていた債務者だけについて強制執行の方をとめておくということは理論的な意味に乏しいのではないかと、かように考えるわけでありま。

○椎名(隆)委員　それから、収税官吏によつて差し押さへ物件はおそろく価額の見積りが出てくるだろうと思ひます。それと同時に、収税官吏の競売価額の見積りは、後に押えた強制執行の場合において、執行吏も収税官吏が見積つた価額に縛られますか、それとも収税官吏が見積つた見積り価額と執行吏が見積つた見積り価額とは違ふ場合があるか、どうなんぞございししょうか。

○村上(朝)政府委員　滞納処分が先行いたしました後、収税官吏が目的物の見積りをして裁判所の執行決定がありまして、その強制執行の手続の方を進行をいたします場合には、目的物の換価は強制執行手続の規定によつてやるわけでありまして、従ひまして、不動産なら裁判所が新たに鑑定人を選任いたしましたして評価をさせまして、その評価額が最低競売価額として手続が進められ

るといふことになるわけでありま。

○椎名(隆)委員　最近新聞等においてもよく現われておりますが、差し押さへ物件の競売の場合、いわゆる競落ボスという連中が非常におりまして、債務者は財政上苦しんでいられるにもかかわらず、なお競落ボスによつて苦しめられるという現状がしばしば発見されております。こういうような点について何か御考慮はありませんか。

○村上(朝)政府委員　強制執行あるいは競売の手続におきましても、また国税徴収法による滞納処分の手続におきましても、競売あるいは公売、すなわち換価の手続が円滑に理想通り行われていないことは御承知の通りでありまして、競売ボスと申しますか、職業的に競売場にもつぱら出入りする者がおりまして、そのために一般人の競落が容易ではない、従つて売却価格も不当に低廉な場合が少くないというところは聞いておるのでございしますが、これらにつきましては、現行規定の運用上もいろいろ改善の余地があらうかと存じますが、制度といたしまして、この換価をもつと能率的に円滑にするということは検討を加える必要があると存じまして、ただいま法務省におきましても法制審議会が、強制執行部会におきまして、重要な問題点の一つとして取り上げて検討中ではございします。また大蔵省におきましても租税徴収制度調査会におきましてこの問題を検討中ではございします。

○三田村委員長　本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二分散会

昭和三十一年三月一日印刷

昭和三十一年三月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局